浦添市市政運営会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 11 月 18 日

浦添市長　　松　本　哲　治

浦添市訓令甲第 27 号

浦添市市政運営会議規程の一部を改正する訓令

浦添市市政運営会議規程（平成10年訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

第13条第３項中「関係部門の課長等を部長会議に出席させ、付議事案の説明又は報告を」を「第１項に定める構成員以外の者を部長会議に出席」に改める。

第16条第２項に次のただし書を加える。

ただし、副市長及び企画部長がともに事故があるとき又は欠けたときは、部長会議の構成員のうちからあらかじめ副市長が指名する者がその職務を代理する。

附　則

この訓令は、令和８年11月18日から施行する。

浦添市市政運営会議規程（平成10年訓令甲第３号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市市政運営会議規程 平成10年３月31日 訓令甲第３号 注　平成28年３月から改正経過を注記した。	浦添市市政運営会議規程 平成10年３月31日 訓令甲第３号 注　平成28年３月から改正経過を注記した。
（構成）	（構成）
第13条　〔略〕	第13条　〔略〕
２　〔略〕	２　〔略〕
３　副市長は、必要があると認めるときは、関係部門の課長等を部長会議に出席させ、付議事案の説明又は報告をさせることができる。	３　副市長は、必要があると認めるときは、第１項に定める構成員以外の者を部長会議に出席させることができる。
（開催）	（開催）
第16条　〔略〕	第16条　〔略〕
２　副市長に事故があるとき又は副市長が欠けたときは、企画部長がその職務を代理する。	２　副市長に事故があるとき又は副市長が欠けたときは、企画部長がその職務を代理する。ただし、副市長及び企画部長がともに事故があるとき又は欠けたときは、部長会議の構成員のうちからあらかじめ副市長が指名する者がその職務を代理する。
３～５　〔略〕	３～５　〔略〕